

# 労働相談 Q&A



寄せられた相談をもとに、お答えします。

**Q** フリーランスの取引に関する新しい法律（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が昨年11月に施行されました。法律の概要を教えてください。

**A** 法律の概要は、以下のとおりです。

- 1 法律の目的(1条)  
この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、  
①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化  
及び②フリーランスの方の就業環境の整備  
を図ることを目的としています。
- 2 法律の適用対象(2条)  
「発注事業者」から「フリーランス」への「業務委託」(事業者間取引)を適用対象  
(用語の定義)
  - i フリーランス(特定受託事業者)  
業務委託の相手方である事業者で、  
①個人であって従業員を使用しないもの(個人事業者)  
又は、  
②法人であって一の代表者以外に他の役員がなく、かつ従業員を使用しないもの(一人社長)
  - ii 特定受託業務従事者  
特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう
  - iii 発注事業者  
フリーランスに業務委託する事業者で、「業務委託事業者」という。  
そのうち、以下のいずれかに該当するものを「特定業務委託事業者」という。  
①個人であって従業員を使用するもの  
②法人であって二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの
  - iv 従業員…週労働20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる者  
(注)契約が業務委託であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されません。
- 3 法律の内容  
発注事業者の要件のパターン及び義務項目  
(発注事業者の要件のパターン)  
Aパターン(業務委託事業者・従業員又は役員の有無は問わない)  
フリーランスに対する義務…(1)  
Bパターン(特定業務委託事業者)  
フリーランスに対する義務…(1)、(2)、(4)、(6)  
Cパターン(特定業務委託事業者・一定の期間以上行う業務委託である)  
フリーランスに対する義務…(1)、(2)、(4)、(6)  
※1か月以上の期間の場合(3)が加えられる  
※6か月以上の期間の場合(5)、(7)が加えられる  
  
(義務項目(1)～(7))  
ア(特定受託事業者に係る取引の適正化)  
(1)書面等による取引条件の明示(3条)  
(2)報酬支払期日の設定・期日内の支払(4条)  
(3)禁止行為(受領拒否等)(5条)  
イ(特定受託業務従事者の就業環境の整備)  
(4)募集情報の適格表示(12条)  
(5)育児介護等と業務の両立に対する配慮(13条)  
(6)ハラスメント対策に係る体制整備(14条)  
(7)中途解約等の事前予告・理由開示(16条)  
※発注事業者の義務の具体的内容などは、政省令・告示などで定めてあります。  
※詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。  
※疑問点や不明確な点等、お問い合わせの場合は、項目(1)～(3)については、公正取引委員会、中小企業庁、項目(4)～(7)については、厚生労働省(都道府県労働局)にお問い合わせください。

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所にご相談ください。

**相談先** 宮崎県中小企業労働相談所(宮崎/都城/日南/延岡)  
※詳細は、2ページをご覧ください。

宮崎県中小企業労働相談所 **検索**

**お問合せ先** 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL:0985-26-7106